

重度化した場合における対応に係る指針

指定認知症対応型共同生活介護事業所 古都の家

重度化した場合における対応に係る指針

1. 基本的考え方

指定認知症対応型共同生活介護事業所 古都の家（以下、「事業所」という。）の利用者が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、可能な限り住み慣れた環境での生活を維持し、利用者本人又はその家族が望む場所で最期まで暮らしていくことができるように、医療関係者・家族等と協力して対応するものとします。

2. 医療連携体制

- （１）事業所は、以下の指定訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という。）との連携により、看護師を１名以上確保するとともに、事業所とステーションの看護師との２４時間連絡体制を確保します。

名 称：金沢在宅総合支援訪問看護ステーション

所 在 地：金沢市入江２丁目１４１番地１

運営法人：株式会社 金沢在宅総合支援

- （２）事業所及びステーションの看護師は、常日頃より、利用者の主治医と情報を共有し、急性期においても即応できるよう連携体制を確保します。
- （３）利用者の日々の状況について適宜、家族等に対して説明を行い、その不安に対しても対応します。

3. 入院期間中の取り扱い

- （１）入院日及び退院日は、通常利用時と同額の家賃（２,０００円／日）をご負担いただきます。入院日及び退院日を除く入院期間中は、入院・外泊時家賃（１,５００円／日）をご負担いただきます。
- （２）入院日及び退院日は、通常利用時と同額の食費（９００円／日）をご負担いただきます。但し、食事を摂取しない場合は、この限りではありません。

4. 看取りに関する考え方

- （１）看取り期（終末期）において、治療や延命を重視するのか、馴染みの環境で家族等に囲まれて過ごすことを望むのかにより、そのときを過ごすであろう場所も、病院や自宅、事業所等、どこで過ごし、どこで死を迎えるのかが重大な関心事となります。利用者本人又はその家族の意向等と、看取り期における医療行為の状況や利用者本人に伴う苦痛の度合い等を考慮して事業所における看取り介護の実施を主治医、事業所のスタッフ、ステーションの看護師において十分に検討するものとします。
- （２）事業所における看取り介護を実施する場合は以下の援助方針で行います。

- ①主治医、事業所のスタッフ、ステーションの看護師、家族等と十分な話し合いを行います。
- ②利用者本人、家族等が安心して静かに過ごせるよう可能な限り、環境を整えます。
- ③室温、採光、換気等の調整、ベッドサイドの整理整頓に努めます。
- ④食べる楽しみをどこまで維持し支援できるかを重視し、利用者本人の嗜好に合わせた食事の提供に配慮します。
- ⑤口腔ケア、入浴、部分浴、清拭、必要な被服の更衣等の清潔保持に努めます。
- ⑥尿意及び便意に対する適切な対応と便秘に関する調整を行い、不快感の少ない排泄ケアに努めます。
- ⑦安楽な体位の工夫とその援助、主治医の指示による疼痛緩和を適切に行うことに努めます。
- ⑧利用者本人の感情の表出を助けるためにコミュニケーションを重んじます。
- ⑨手を握る、体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励ましを行うことで、精神的苦痛の緩和に努めます。
- ⑩利用者本人及び付き添われる家族等のプライバシーの確保に努めます。

5. 教育・訓練

重度化した場合における対応及び看取り介護が充実するように以下の教育・訓練を必要に応じて実施します。

- (1) 死生観教育とその理解の確立
- (2) 本指針の基本的考え方の理解
- (3) 看取り期（終末期）に起こり得る利用者の身体的・精神的変化への対応方法
- (4) チームケアの重要性の理解
- (5) 利用者の家族等への援助方法
- (6) 看取り介護に関する事例検討会

6. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上にも公開します。

附 則

- 1. この指針は、平成26年10月1日より運用する。
- 2. この改正指針は、平成28年4月1日より運用する。
- 3. この改正指針は、令和5年3月1日より運用する。
- 4. この改正指針は、令和6年4月1日より運用する。